議　　第　　６　　号

平成２２年２月１７日提出

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を次のように改正する。

熊本県後期高齢者医療広域連合

連合長　　幸　山　政　史

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成２０年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号、第５号及び第６号を次のように改める。

（１）広域連合が熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「条例」という。）附則第９条又は附則第１７条の規定により読み替えて適用される第１６条の規定により保険料を減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成１９年政令第３２５号。以下「算定政令」という。）第１０条第２項の規定により減額される額を除く。）するための財源に充てる場合

（５）広域連合が条例第１５条第１項第１号の２の規定により均等割額を減額（算定政令第１０条第１項の規定により減額される額を除く。）又は条例第１５条第２項及び附則第１１条の規定により所得額を減額するための財源に充てる場合

（６）広域連合が条例附則第１２条又は附則第１５条及び第１３条の規定により読み替えて適用される第１５条第１項第１号の規定により均等割額を減額（算定政令

第１０条第１項の規定により減額される額を除く。）するための財源に充てる場合

附則第３項中「平成２３年」を「平成２５年」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を基金に造成するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。